

# 第3次千葉県有機農業推進計画(案)

令和3年（2021年）1月  
千葉県

# 目 次

<b>第 1</b>	<b>計画策定の趣旨</b>	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
<b>第 2</b>	<b>有機農業の現状と課題</b>	
1	有機農業をめぐる情勢	2
2	千葉県における有機農業の現状と課題	4
<b>第 3</b>	<b>有機農業の推進・普及目標</b>	10
<b>第 4</b>	<b>有機農業の推進方向と施策</b>	
1	有機農業の生産拡大に向けた支援	11
2	販売機会の多様化に向けた支援	12
3	消費者・実需者等の理解の増進に向けた支援	13
4	技術の開発と普及の促進	14
5	関係機関・団体との連携・協力体制の整備	15
<b>第 5</b>	<b>その他必要な事項</b>	15
1	調査の実施	
2	有機農業者等の意見の反映	
<b>参考</b>	<b>データ編</b>	16
<b>参考</b>	<b>資料編</b>	27

## 第 1 計画策定の趣旨

---

### 1 計画策定の趣旨

有機農業<sup>a</sup>は、化学肥料・化学合成農薬を使用せず、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、農業の自然循環機能を増進するといわれています。

近年、気候変動の影響により台風や豪雨等の災害が多発する中で、有機農業は地球温暖化防止や生物多様性保全等に高い効果を示すことから、その取組拡大は、農業施策全体や農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs<sup>b</sup>）の達成に大きく貢献するものです。

本県では、平成27年（2015年）1月に「第2次千葉県有機農業推進計画」を策定し、「ちばエコ農業」<sup>c</sup>や「エコファーマー」<sup>d</sup>とともに「環境にやさしい農業」の一形態として有機農業の推進を図ってきました。

本計画が平成27年度（2015年度）からおおむね5年間が経過することから、これまでの取組状況、本県農業をめぐる情勢の変化、有機農業の実態等を踏まえて課題を整理し、今後の有機農業の生産と消費の拡大を進め、有機農業に取り組む農業者の所得向上につながるなど、有機農業の発展に資する施策を総合的に推進するため「第3次千葉県有機農業推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定しました。

### 2 計画の位置付け

本推進計画は、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。）第7条に規定される都道府県計画として位置付けるとともに、令和2年

---

<sup>a</sup> 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産の方法を用いて行われる農業。

<sup>b</sup> Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標と169のターゲットのこと。

<sup>c</sup> 通常と比べて化学合成農薬と化学肥料を2分の1以上減らした栽培を行う産地の指定やこれらの産地などで栽培された農産物について、県独自の認証を行う制度。

<sup>d</sup> 土づくり、減化学肥料、減化学合成農薬栽培の計画を作成し、県知事から認定を受けた農業者（個人又は法人）のこと。

(2020年)4月に国が公表した「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即して策定するものです。

また、推進に当たっては、有機農業に取り組む農業者(以下「有機農業者」という。)等の自主性を尊重するとともに、平成29年(2017年)12月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」や関連方針等と整合性を図りながら、取り組むこととします。

### 3 計画期間

本計画の期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

なお、有機農業を取り巻く情勢の変化や、県全体の様々な計画等の見直しを踏まえ、5年後を目途に中間評価を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 第2 有機農業の現状と課題

---

### 1 有機農業をめぐる情勢

#### (1) 千葉県農業を取り巻く現状

本県は、豊かな大地に恵まれ、年間を通じて多種多様な農産物が生産されるとともに、首都圏に位置し、食料の安定供給という面でも大きな役割を果たしています。

一方、農業を取り巻く環境は、国内外の産地間競争の激化、農業者の減少と高齢化の進展、農地の減少や新たな耕作放棄地の発生、更に鳥獣被害の増加など、解決すべき様々な課題があります。

そこで、実需者と産地の直接取引や直売の拡大、消費者のライフスタイルの変化に伴う中食や外食の拡大など販売方法が多様化する中、県産農産物のイメージアップや需要拡大を図るとともに、6次産業化の推進などにより農業者の所得向上を図ることが必要です。

さらに、食や健康に対する消費者の意識が高まる中、GAPの推進、食品表示の適正化や放射性物質のモニタリング検査など食の安全・安心への取組が求められています。

## (2) 「環境にやさしい農業」の取組状況

本県では、農業の持続的発展、地域資源の活用、農業者と消費者の提携を基本方向として、生産性の向上を図りつつ環境への負荷を低減し、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給するため、「ちばエコ農業」や「エコファーマー」など環境保全型農業を推進しています。

「ちばエコ農産物」の栽培状況は、平成31年（2019年）3月末現在で延べ3,860戸、3,629ヘクタールとなっており、5年前と比較すると、取組農家数、面積ともに減少しています。品目別では、水稻が全体の45%、野菜（ダイコン、ニンジン、キャベツなど）が48%を占めています。

また、「エコファーマー」の平成31年（2019年）3月末現在の認定数は、1,235戸となっており、5年前と比較すると減少しています。

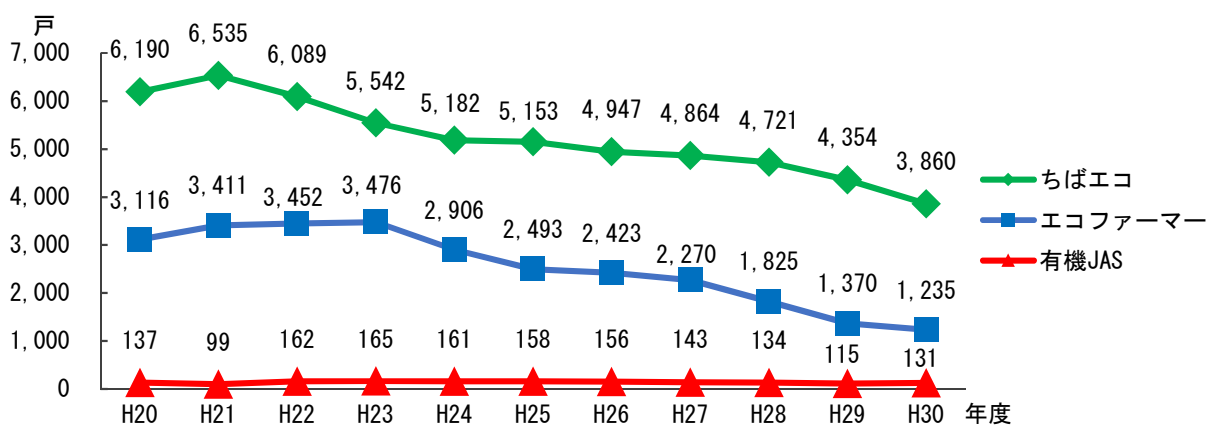


図1 「環境にやさしい農業」に取り組む農家数の推移  
(ちばエコは延べ件数)

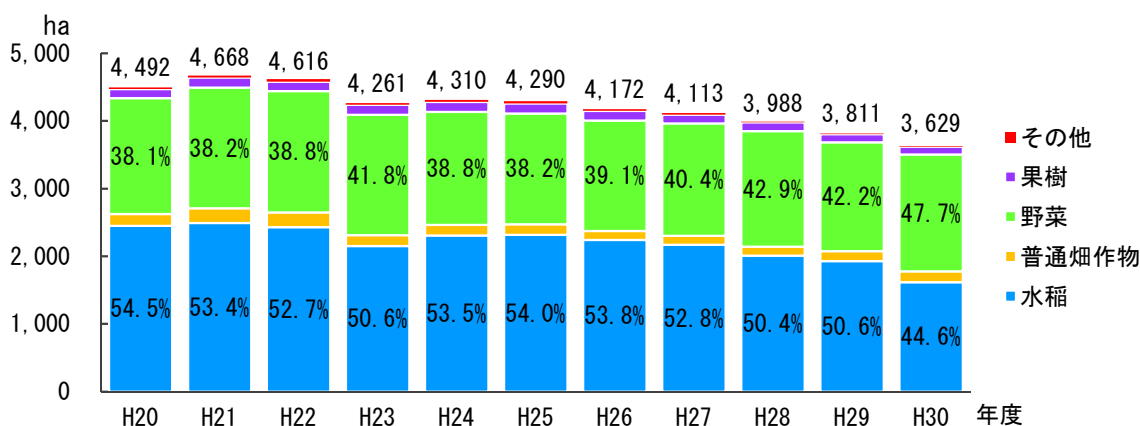


図2 「ちばエコ農産物」栽培面積の推移

## 2 千葉県における有機農業の現状と課題

### (1) 千葉県における有機農業の現状

#### ア 有機農業の取組農家数と面積

本県における有機農業の取組状況については、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく認証（以下「有機JAS認証」<sup>e</sup>という。）を受けている農家数が、平成31年（2019年）3月末現在で131戸、面積は358ヘクタールとなっています。

また、有機JAS認証を取得せずに有機農業に取り組んでいる農家数は166戸、栽培面積は440ヘクタールと推計され、有機JAS認証と合わせると現在約300戸、800ヘクタールと見込まれ、本県の耕地面積に占める有機農業の面積割合は、0.6%となっています。

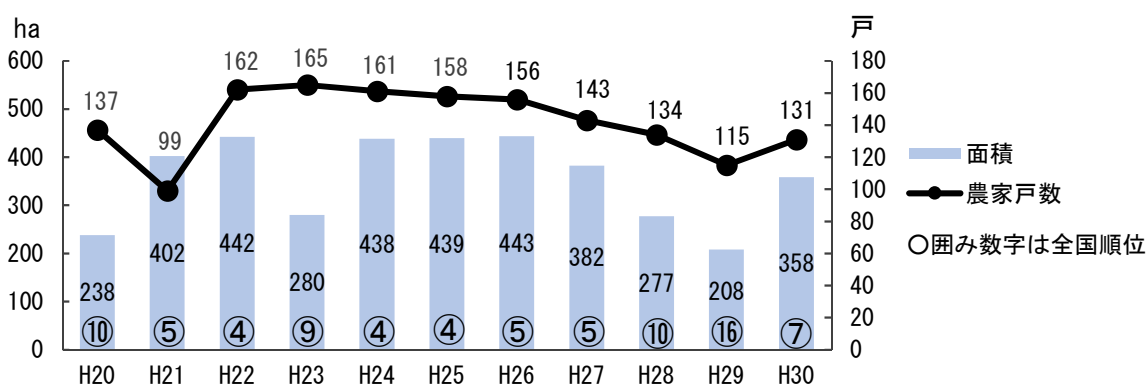


図3 千葉県の有機JAS認証の推移

(農林水産省食料産業局 食品製造課調べ)

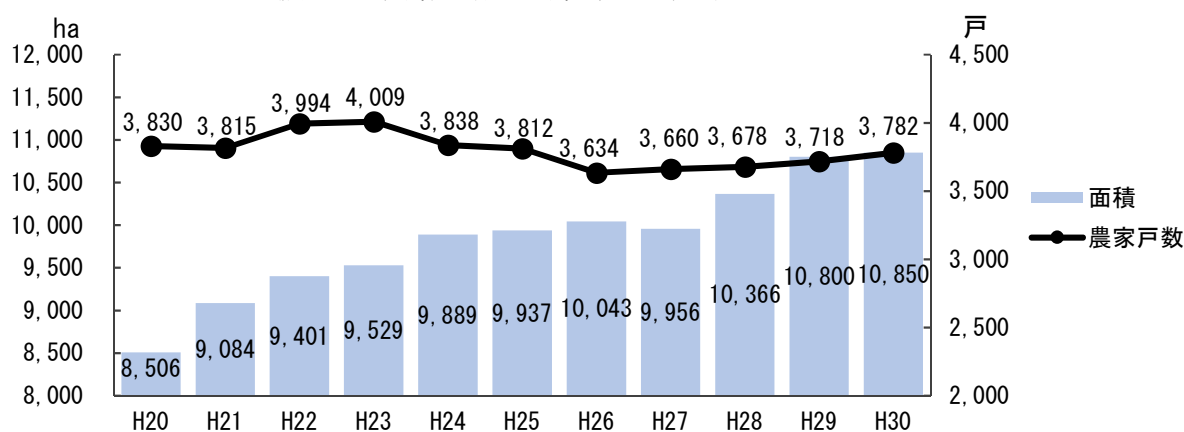


図4 全国の有機JAS認証の推移

(農林水産省食料産業局 食品製造課調べ)

<sup>e</sup> JAS法に基づき、「有機JAS規格」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者に「有機JASマーク」の使用を認める制度。農産物及び農産物加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ、「有機〇〇」と表示できない。

表 平成30年度有機農業の農家数及び面積の推計

項 目		平成30年度	
農 家 数	千葉県有機農家数	297戸 (0.5%)	
	内 訳	有機JAS認証	131戸 (0.2%)
		有機JAS認証以外	166戸 (0.3%)
	千葉県総農家数	62,636戸	
	全国有機JAS認証農家数	3,782戸 (0.2%)	
	全国総農家数	2,155,082戸	
面 積	千葉県有機農業取組面積	798ha (0.6%)	
	内 訳	有機JAS認証	358ha (0.3%)
		有機JAS認証以外	440ha (0.4%)
	千葉県耕地面積	125,200ha	
	全国有機農業取組面積	23,700ha (0.5%)	
	内 訳	有機JAS認証	10,850ha (0.2%)
		有機JAS認証以外	12,850ha (0.3%)
	全国耕地面積	4,420,000ha	

有機JAS認証農家数は、農林水産省食料産業局 食品製造課調べ（平成31年3月31日時点）

有機JASほ場面積は、農林水産省食料産業局 食品製造課調べ（平成31年4月1日時点）

2015年農林業センサス

有機農業をめぐる事情（令和2年9月 農林水産省生産局 農業環境対策課）

（ ）内は総農家数（耕地面積）に占める有機農業の農家数（面積）の割合

表中の数値については、四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある

## イ 生産・経営の状況

令和2年度に実施した「県内有機農業に関するアンケート調査（以下「令和2年度県アンケート調査」という。）」によると、品目別では野菜が最も多く、次いで水稻となっています。

また、以前から有機農業に取り組んでいる者（従事年数が21年以上）が22%いる一方で、従事年数が10年以下と経験年数の少ない有機農業者が40%を占めています。有機農業への参入は、農外からの新規参入が46%、他の農法からの転換が28%となっています。

## ウ 地域別の取組状況

環境保全型農業直接支払制度<sup>f</sup>における有機農業の地域別の取組面積は、印旛地域が最も多く、次いで香取地域、山武地域、夷隅地域となっています。品目については、印旛、香取及び山武地域では野菜、夷隅地域では水稻の取組が多くなっています。

## エ 農業者の意向

令和2年度県アンケート調査によると、「規模拡大したい」と考える有機農業者が35%います。これらの農業者の多くは30～40代と比較的若いことから、今後、取組面積の拡大が見込まれます。

また、平成30年度（2018年度）に実施した「県内有機農業の取組実態調査（以下「平成30年度県実態調査」という。）」によると、有機JAS認証を取得していない農業者のうち、42%が認証を取得したい、もしくは必要があれば取得したいと考えています。特に、従事年数が1～5年目の有機農業者は53%と高い取得意向を有しています。

---

<sup>f</sup> 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等に対して、交付金を交付する制度。



## (2) 千葉県における有機農業の課題

有機農業者は、雑草や病虫害防除対策などの共通の課題を抱えていますが、農業者同士の横のつながりが希薄であるため、先進的な有機農業者との結びつきや、技術の確立、指導体制の強化などが求められています。

また、有機農産物の需要を拡大するためには、消費者・実需者等の理解を促進し、流通の改善や消費者の購入意欲を高めることが課題となっています。

### ア 生産・経営上の課題

#### (ア) 栽培技術

平成30年度県実態調査によると、「技術が未確立で、生産量は不安定」(36%)、「技術が未確立で、生産量は確保できない」(3%)との回答が合わせて39%あります。その主な要因は雑草や病虫害であり、栽培技術上の課題となっています。

また、令和2年度県アンケート調査によると、経営規模が横ばい又は縮小している有機農業者の面積拡大を妨げている要因は「雑草対策」であり、労働負担が最も大きい作業でもあります。

平成30年度県実態調査によると、主な技術の習得先については、「有機農業者同士の情報交換」(74%)や「自らの経験」(66%)となっています。

さらに、有機農業以外の農地と隣接した農地で有機農業に取り組む場合は、病虫害や雑草の発生抑制対策、隣接ほ場からの農薬の飛散防止対策など、周辺の農業者との調整や地域の理解を得ることが重要です。

#### (イ) 経営

平成30年度県実態調査によると、経営状況については、「やや不安定」(33%)、「経営が成り立たない」(21%)との回答が合わせて54%あります。その主な要因は、希望価格での販売、コストの低減、労働力の確保等であり、経営上の課題となっています。

また、令和2年度県アンケート調査によると、有機農業者の団体を必要とする有機農業者は43%おり、既に団体を設立又は所属している者も28%います。

今後、有機農業者だけでなく実需者等で構成される推進組織を「必要」と回答した有機農業者が76%、そのうち「参加したい」と回答した有機農業者が70%いることから、栽培技術を情報共有するための有機農業者同士のネットワークの強化だけでなく、販路拡大等に向けた有機農業者や実需者等のネットワーク化が必要とされています。

#### (ウ) 新規参入・転換参入

令和2年度県アンケート調査によると、有機農業への新規参入や転換参入には、農地の確保のほか、経営が軌道に乗るまでの運転資金の手当て、販路の開拓などが課題となっています。

農地の確保については、有機JAS認証取得に早期に取り組みやすい耕作放棄地を活用し、さらに農地を集約することも方策の一つとして考えられます。

### イ 消費・流通・販売上の課題

#### (ア) 消費者の理解

平成30年度(2018年度)に実施した「県政に関する世論調査」では、有機農業により生産される農産物に対するイメージについて、5年前と同様に「安全・安心」が84%と最も高く、以下、「価格が高い」(58%)、「環境にやさしい」(58%)と続いています。「環境にやさしい」と回答した消費者の割合については、5年前の45%と比べて13ポイント上昇し、「有機農業が環境にやさしい農業」であると理解する消費者が増加しています。

一方、有機農業により生産された農産物の購入頻度については、「よく購入する(週に1回程度)」と回答した消費者の割合は10%であり、5年前の8%と比較して増加しているものの、低い水準にとどまっています。

有機農業が「環境にやさしい農業」であるという消費者の理解は進んでいる

ものの、購入に結びついていない現状であることから、消費者の購入意欲を高める必要があります。

## (イ) 流通・販売

令和2年度県アンケート調査によると、流通・販売の課題は「希望価格での販売」や「販路確保」となっています。

現状の販売先として最も多いのは「直売所」ですが、希望の販売先は、宅配など消費者への直接販売や、有機農産物の販売を扱う業者との契約販売であり、販売先にミスマッチが生じています。

また、スーパーなどの量販店に販売する際に求められる有機JAS認証は、「認証取得のための事務手続きが負担」、「有機JAS認証を取得しても有利販売ができない」などの理由で認証取得をやめる有機農業者がいる一方で、有機農業者から行政に対して「有機JAS認証の助成」が求められています。有機JAS認証の取得は、有機農業者の経営判断によりますが、認証を取得しやすい環境づくりが必要です。

## 第3 有機農業の推進・普及目標

---

### 1 有機農業の拡大

本県の有機農業の取組面積を、現状800ヘクタール程度から、令和12年度（2030年度）までに1,200ヘクタールまで拡大させることを目指します。

### 2 有機農業者数の増加

1の面積目標を達成するために、有機農業者数について、現状約300人を令和12年度（2030年度）までに480人に増加することを目指します。

### 3 有機農業に対する消費者の理解の増進

週1回以上有機農産物を利用する消費者の割合について、現状10%を令和12年度（2030年度）までに12%にすることを目指します。

### 4 有機農業に関する普及指導の強化

国際水準の有機農業に関する研修を受講し、農業者に指導及び助言できる指導員数を、令和12年度（2030年度）までに累計20人にすることを目指します。

## 第4 有機農業の推進方向と施策

### 1 有機農業の生産拡大に向けた支援

#### <推進方向>

有機農業を拡大していくためには、新規参入者や既に有機農業に取り組んでいる農業者に対して、有機農業に関する技術や知識、制度等を周知していく必要があります。

そこで、各種課題の解決が図られるよう有機農業者や実需者等のネットワーク化を進めるとともに、研修会の開催、国際水準の有機農業を指導及び助言できる指導員の育成、各種施策の活用、有機農業に適した農地の確保などに取り組んでいきます。

#### <推進施策>

##### (1) 有機農業者の人材育成に関する施策

###### ア 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

(ア) 新規参入者が先進的な有機農業者の下で栽培技術や経営のノウハウを習得できるよう、有機農業者同士の連携やネットワーク強化への支援に努めます。

(イ) 有機農業への新規参入を円滑に進めるため、県行政機関、県立農業大学校、新規就農相談センター、農地中間管理機構<sup>8</sup>、市町村、農協等の関係機関が連携して相談を受け、各種支援制度が活用されるよう情報提供に努めます。

###### イ 有機農業の取組に対する施策

(ア) 有機農業に関する知識や技術を習得する研修会や、農業者の情報交換の機会として交流会を開催します。

<sup>8</sup> 農地を借り受け、保全管理し、まとまりのある形で担い手に貸し付ける農地中間管理事業を行う農地の中間的受け皿となる組織。本県では、平成26年4月に公益社団法人千葉県園芸協会を機構に指定。

(イ) 普及指導員等の研修受講により、国際水準の有機農業を指導及び助言できる指導員を育成します。

(ウ) 有機農業に係る経費の負担を軽減するため、環境保全型農業直接支払制度、機械や資材の導入を支援する「環境にやさしい農業」推進事業などの各種支援制度を周知し、活用を進めます。

## (2) 有機農業を通じた地域農業の振興に関する施策

ア 物流の円滑化や販路拡大などに向けて、有機農業者や実需者等のネットワーク化を支援します。

イ 「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」と連携し、地域で有機農業を支える「有機の里づくり」など、有機農業を通じた地域農業の振興に努めます。

ウ 県内における有機農業の取組を広く紹介し、学校給食への県産有機農産物の導入が図られるよう、必要な支援に努めます。

エ 有機農業に適した農地を確保するため、農地中間管理機構と連携して、耕作放棄地の活用など農地の確保に努めます。

## 2 販売機会の多様化に向けた支援

### <推進方向>

消費者や実需者が容易に県産の有機食品を入手できるような環境づくりを進めるためには、販売先とのマッチングを通じ、有機農業者が取引先のニーズ等を把握した生産を進める必要があります。

そこで、有機農業者に対して商談会等への参加を促し、必要に応じた有機JAS認証取得への支援に努めます。

### <推進施策>

#### (1) 農産物の流通・加工・販売に関する施策

ア 販売機会の多様化に向けて、国、県及び民間団体が主催する商談会等へ

有機農業者が積極的に参加できるよう支援します。

イ 県内企業等との農商工連携や6次産業化などにより販路の確保を志向する有機農業者に対し、必要な情報提供に努めます。

## (2) 有機JAS認証を取得しやすい環境づくりに関する施策

ア 有機JAS制度に関する研修会を開催し、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）等の知識の習得を進めます。

イ 取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じた有機JAS認証取得への支援を進めます。

## 3 消費者・実需者等の理解の増進に向けた支援

### <推進方向>

有機農産物の流通を拡大するためには、有機農業者と消費者、流通業者、実需者等が互いに理解することが必要です。

そこで、表示制度や有機農業が有する様々な機能などの普及啓発を図るとともに、地域での食育、地産地消、農業体験学習等の取組を促進し、有機農業者と消費者・実需者等との交流、情報交換の機会を設けるなどニーズの把握や需要拡大に努めます。

### <推進施策>

#### (1) 消費者・実需者等の関心と理解の増進に関する施策

ア JAS法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、特別栽培農産物の表示ガイドライン<sup>h</sup>との相違等について、消費者等への周知に努めます。

<sup>h</sup> 化学合成された農薬や肥料を減らして栽培した農産物について、消費者がこれらの農産物を購入する際の目安となるよう、生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき生産や表示の一定の基準を農林水産省が定めたもの。「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に従って生産された、地域の慣行レベル（各都道府県が定める）に比べて、節減対象農薬の使用回数が5割以下、化学肥料の窒素分量が5割以下で栽培された農産物を特別栽培農産物という。

イ 消費者向けフォーラムの開催などを通じて、消費者等に対し、有機農業が有する自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の様々な機能について、知識の普及啓発に努めます。

## (2) 有機農業者と消費者・実需者等の相互理解の増進に関する施策

ア 消費者・実需者等に $\text{¥}$ 向けて有機農業の取組を紹介するガイドブックを作成・配布するなど、互いの理解を深めるための取組に努めます。

イ 県産有機食品を取り扱う小売事業者等と連携し、県産有機食品の需要喚起に努めます。

ウ 家庭、学校、地域など様々な場面で行われる食育活動や有機農業者と消費者との交流活動などの場を活用し、消費者等の有機農業への理解を深め、県産有機農産物の消費拡大に結びつくよう努めます。

## 4 技術の開発と普及の促進

### <推進方向>

有機農業の取組を拡大していくためには、栽培技術上の様々な課題を解決し、安定的な品質・収量の確保や経営的なリスクの軽減を図る必要があります。

そこで、これまで開発された技術や県内外で先進的に取り組まれている技術について科学的な評価を進めるとともに、現地での実証を行うなど、有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及に取り組んでいきます。

### <推進施策>

(1) 有機農業者が必要とする技術を的確に把握し、研究開発に反映させるよう努めます。

(2) 国、県、有機農業者、民間団体等で開発された技術を組み合わせ、現地での実証を行うなど、省力化や軽労化につながる除草技術など有機農業の安定生産に向けた技術の開発・普及に取り組むとともに、スマート農業技術の導入実証に努めます。



- (3) 家畜ふん堆肥や稲わら堆肥等、地域の有機質資源の利活用が促進されるよう情報提供に努めます。

## 5 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

### <推進方向>

有機農業者、有機農業の推進に取り組む民間団体、流通業者、実需者、消費者、農業団体等と連携・協力し、情報共有を図りながら、有機農業に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、その効果を高めるよう取り組んでいきます。

### <推進施策>

- (1) 市町村や関係機関との連携を図り、有機農業の推進に関する施策を一体的に推進します。
- (2) 県庁内において有機農業を推進するための検討会議を開催し、関係部署と連携しながら本推進計画を着実に実行していきます。
- (3) 有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体をはじめ、流通業者、実需者、消費者、農業団体等で構成する推進組織において、本推進計画に基づく推進方向や施策について検討します。
- (4) 市町村に対して必要な情報提供を行うことにより、各地域の有機農業の状況を踏まえ、先進的な有機農業者や農協等と連携し、市町村が適切な指導・助言等を行えるよう相談体制の強化に努めます。

## 第5 その他必要な事項

---

### 1 調査の実施

有機農業の推進に必要な情報を把握するため、有機農業により生産される農産物の生産、流通・販売に関する団体、その他の有機農業の推進に取り組む団体等の協力を得て、必要な調査の実施に努めます。

### 2 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、有機農業者、関係者及び消費者等の意見や考え方を反映させるよう努めます。

# データ編

## 参考 データ編

### 1-1 千葉県におけるこれまでの耕地面積の推移

年次	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
面積 (ha)	128,100	128,000	127,700	127,300	126,800	126,300	125,700	125,200

資料：農林水産統計（耕地及び作付面積統計）

### 1-2 千葉県における耕地面積の推移予測

年次	R 2	R 7	R 1 2
面積 (ha)	124,500	122,300	120,100

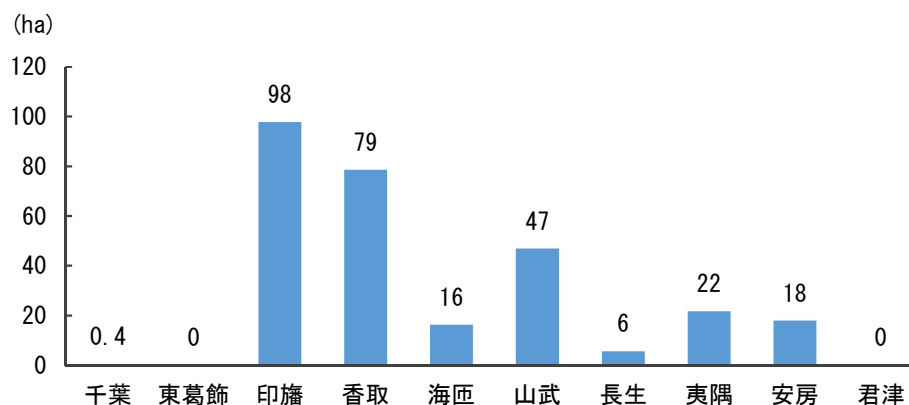
資料：千葉県安全農業推進課推計

## 2 千葉県における農家数の推移

年次	H 1 7	H 2 2	H 2 7
戸数	81,982	73,716	62,636

資料：2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、2015年農林業センサス

## 3 平成30年度環境保全型農業直接支払制度 地域別有機農業取組面積



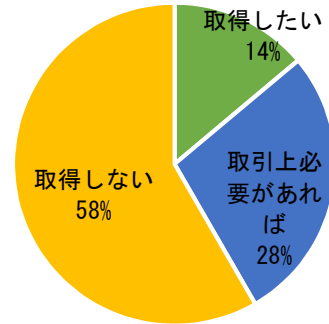
#### 4 平成30年度 県内有機農業の取組実態調査結果（回答数118件）

##### （1）有機JAS認証について

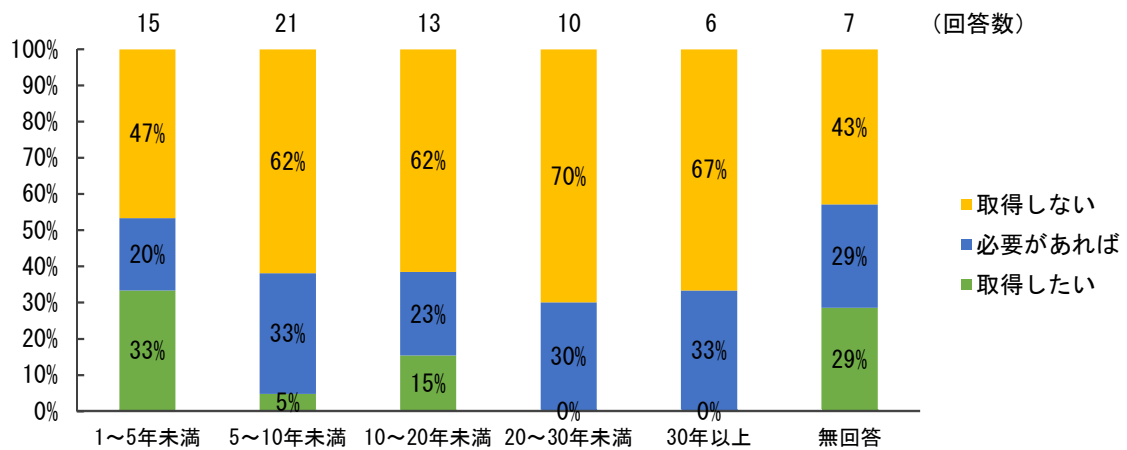
有機JAS認証を取得していない方へ

問1 認証取得の意向について記入してください。

- 回答項目
- ① 取得したい
  - ② 取引上必要があれば取得する（したい）
  - ③ 現状維持（取得しない）

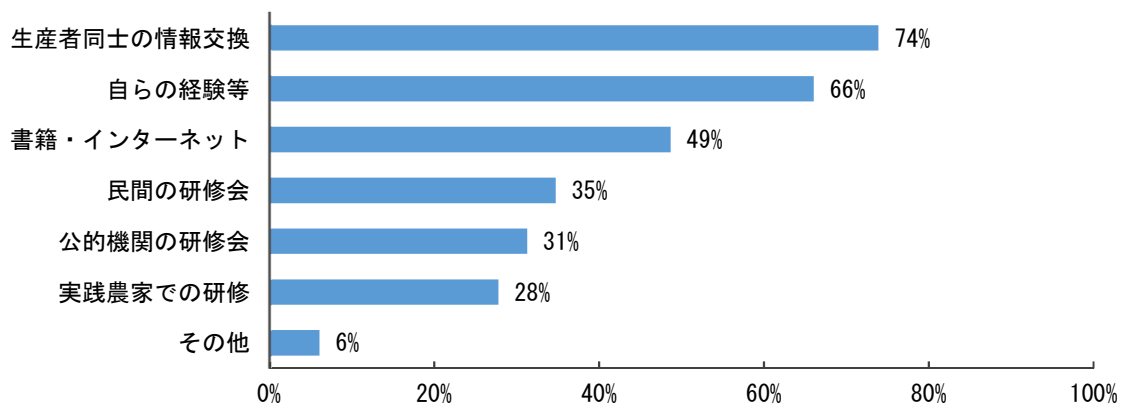


有機農業取組年数別有機JAS認証取得意向

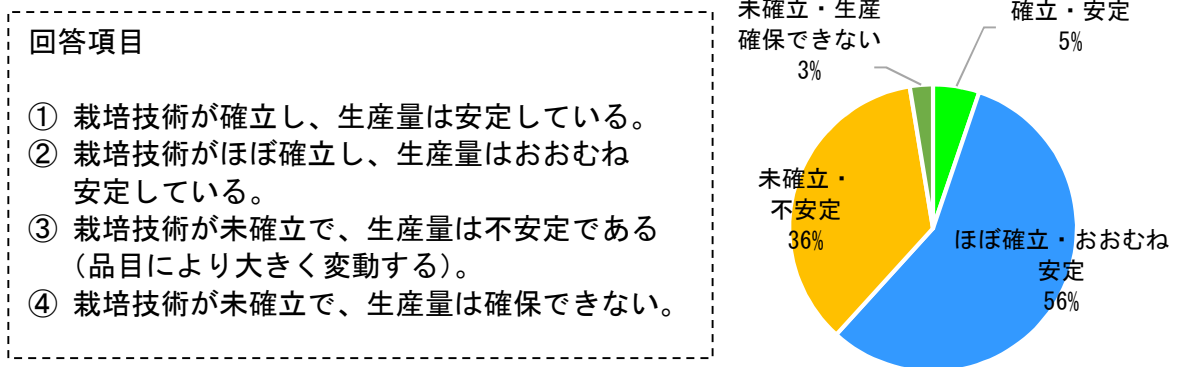


##### （2）有機農業栽培技術について

問2 有機農業栽培技術の習得方法について、3つ選び番号を記入してください。

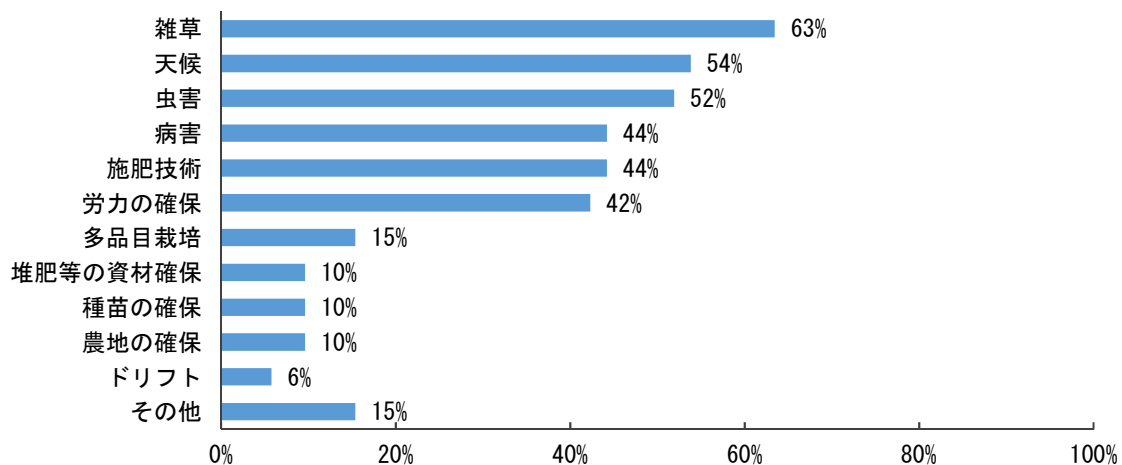


問3 現在のあなたの栽培技術や生産量について、該当する番号を記入してください。



上記問3で③、④を回答された方へ

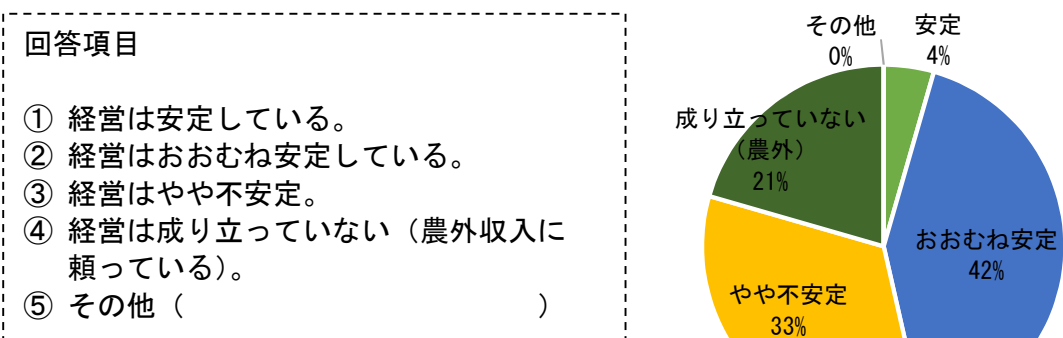
問4 技術確立や安定生産を難しくする要因について、4つ選び番号を記入してください。



(3) 経営収支等について

問5 経営収支等について、該当する番号を記入してください。

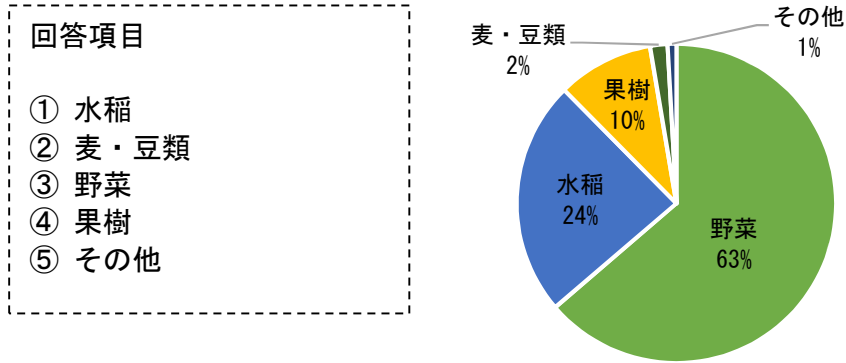
※経営の安定とは、ここでは希望の所得を安定してあげられることを指します。



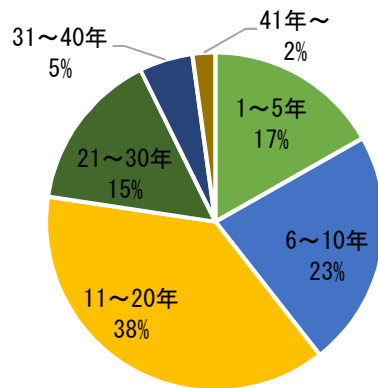
5 令和2年度 県内有機農業に関するアンケート調査結果  
(回答数150件)

(1) 基本情報について

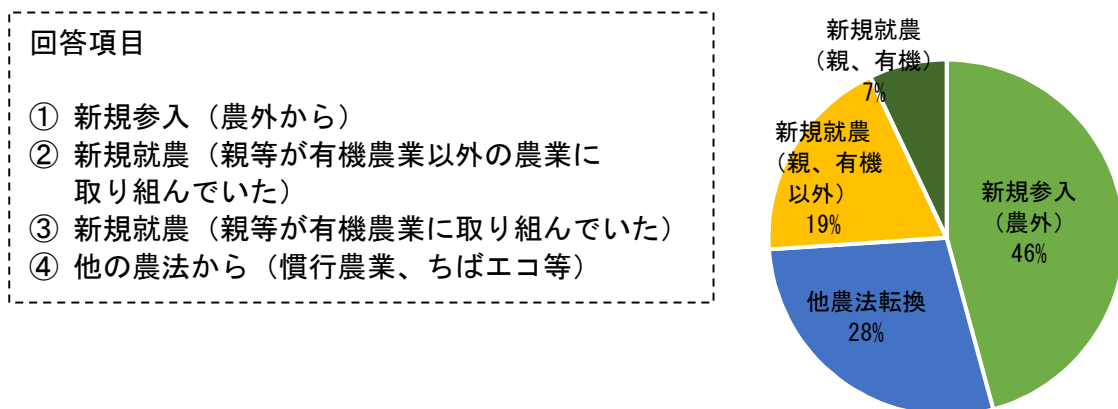
問1 主たる経営類型について、1つ〇を付けてください。



問2 有機農業従事年数について、記入してください。



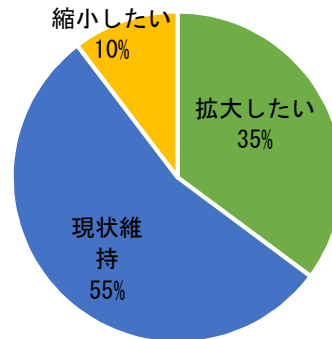
問3 有機農業への参入方法について、〇を付けてください。



(2) 有機農業の経営意向・生産技術等について

問4 今後の有機農業の栽培面積について、該当する選択肢に○をお願いします。

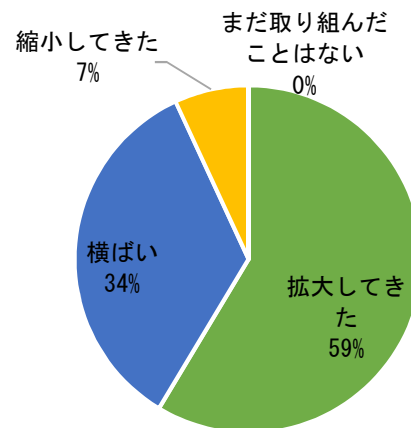
- 回答項目
- ① 拡大したい
  - ② 現状維持
  - ③ 縮小したい



上記問4で①を回答された方へ

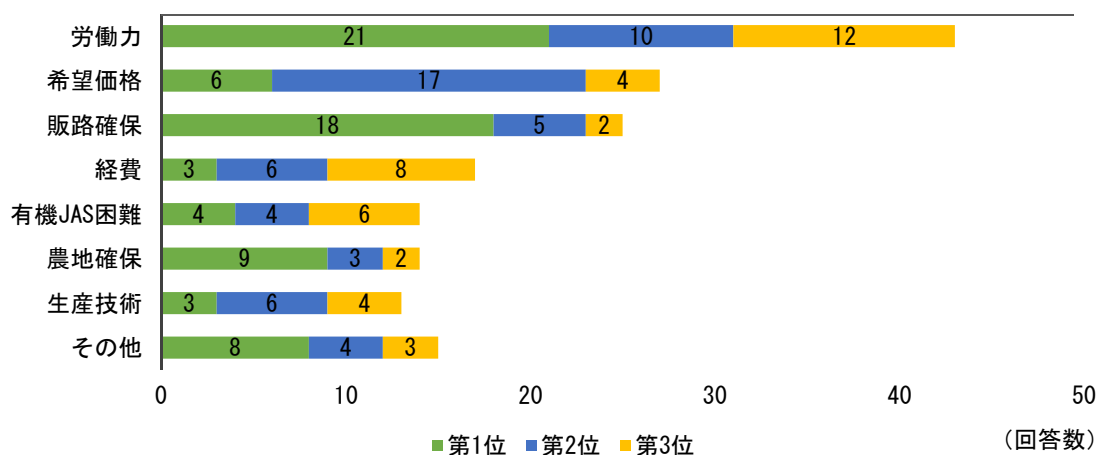
問5 今までの栽培面積の推移について、該当する選択肢に○をお願いします。

- 回答項目
- ① 拡大してきた
  - ② 横ばい
  - ③ 縮小してきた
  - ④ まだ取り組んだことはない



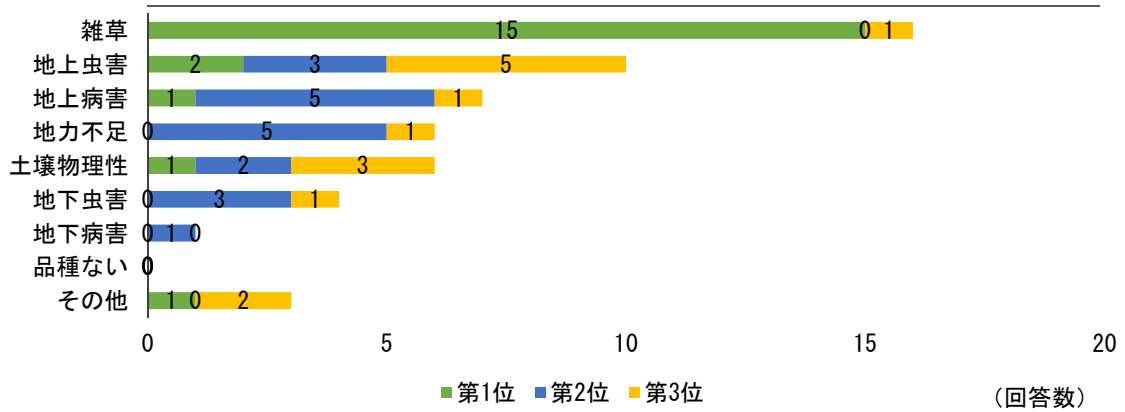
上記問5で②又は③を回答された方へ

問6 栽培面積の拡大を妨げている要因について、大きい順に3つまで選び番号を記入してください。(1つでも可)



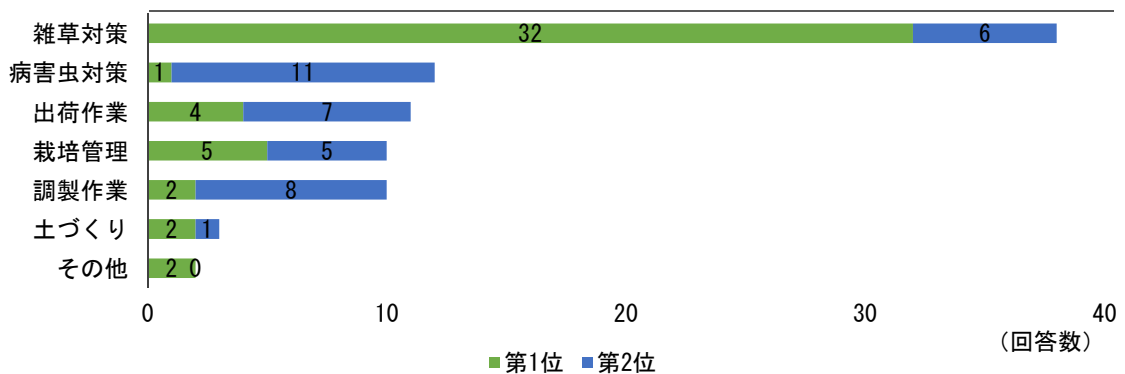
上記問6で「生産技術（が不安定で上手くつけれないから）」を選択された方へ

問7 生産が上手くいかない要因について、大きい順に3つまで選び番号を記入してください。（1つでも可）



上記問6で「労働力不足」を選択された方へ

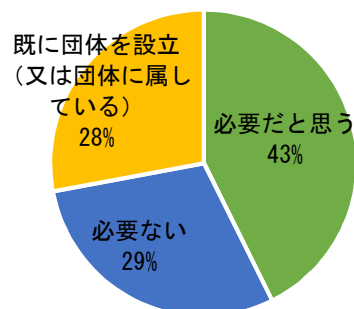
問8 生産、調製、出荷段階において、特に負担が大きいと感じる項目について、大きい順に2つまで選び番号を記入してください。（1つでも可）



### (3) ネットワーク化について

問9 今後、販路拡大に向け、有機農業者の団体が必要だと思いますか。該当する番号を1つ選び記入してください。

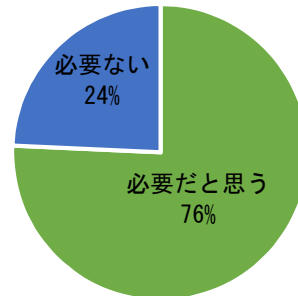
- 回答項目
- ① 必要だと思う
  - ② 今後も個人で販売したいため、必要ない
  - ③ 既に団体を設立（又は団体に属している）





問 10 有機農業の取組拡大には消費者や実需者の理解が不可欠です。そこで、有機農業に対する消費者や実需者への理解促進や、実需者等との連携による新たな販路開拓に向けて、有機農業者、消費者、実需者等で構成される推進組織は必要だと思いますか。

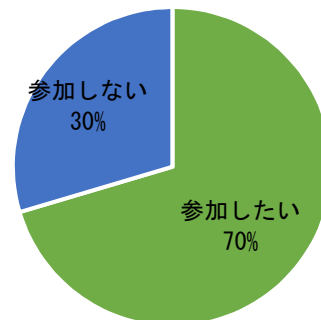
- 回答項目
- ① 必要だと思う
  - ② 必要だと思わない



上記問10で「必要だと思う」を選択された方へ

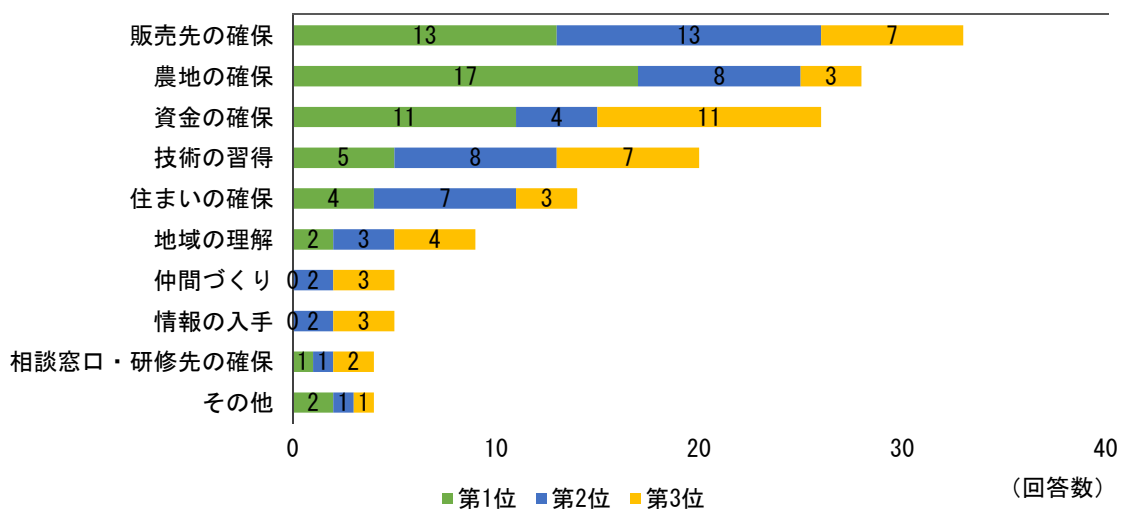
問 11 あなたは有機農業者、消費者、実需者等で構成される推進組織があれば参加したいと思いますか。

- 回答項目
- ① 参加したい
  - ② 参加しない



有機農業へ平成22年以降(10年以内)に新規参入・転換参入された方にお聞きします。

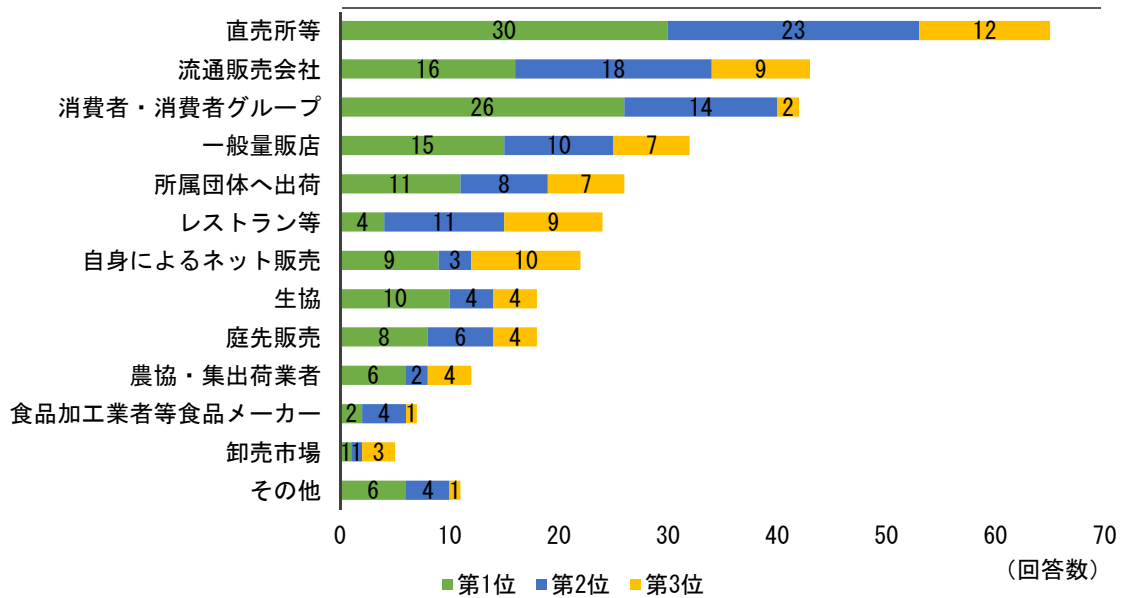
問 12 新規参入・転換参入する上での課題について、大きい順に3つまで選び番号を記入してください。(1つでも可)



#### (4) 販路について

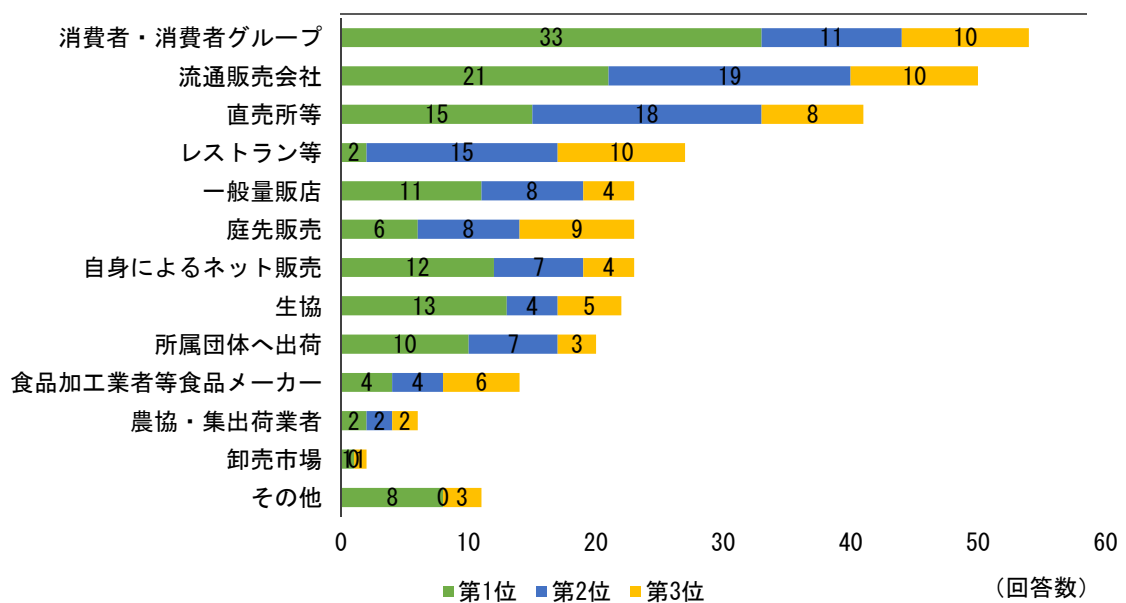
問13 あなたの現在の、有機農業による農産物の販売先（あなたが取引する相手先）について、販売額の高い順に3つまで選び番号を記入してください。

（1つでも可）



問14 今後、あなたが希望する有機農業による農産物の販売先（あなたが取引する相手先）について、希望順に3つまで選び番号を記入してください。

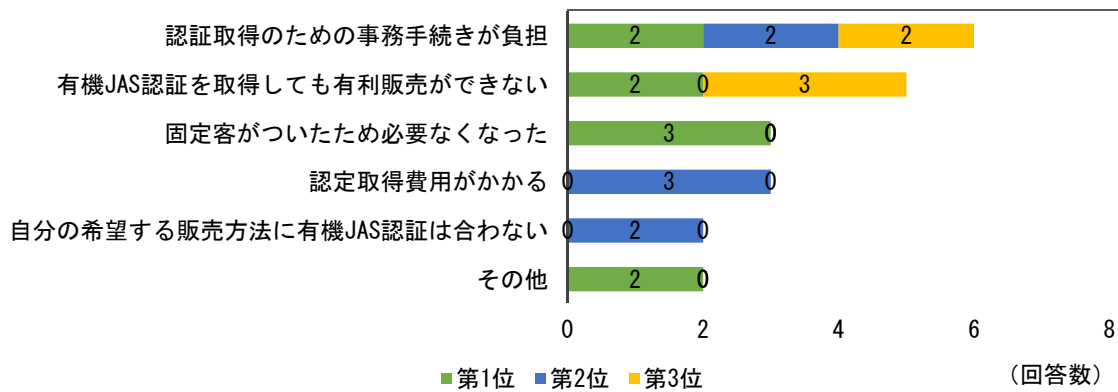
（1つでも可）



(5) 有機JAS認証について

現在、有機JAS認証を取得していないが、以前取得したことがある方へ

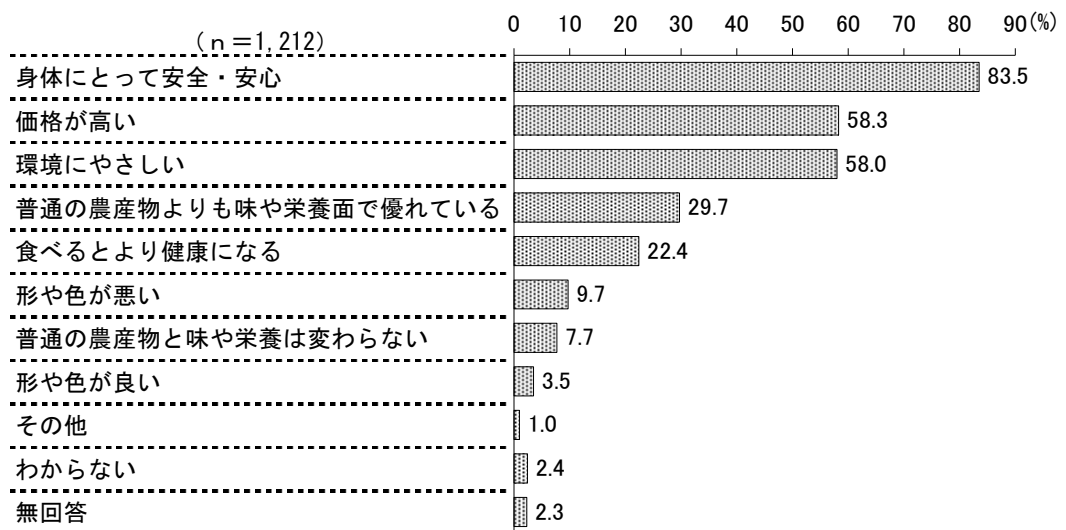
問15 有機JAS認証を取得するのをやめた理由について、大きい順に3つまで  
 選び番号を記入してください。



6 第57回県政に関する世論調査結果（平成30年度）

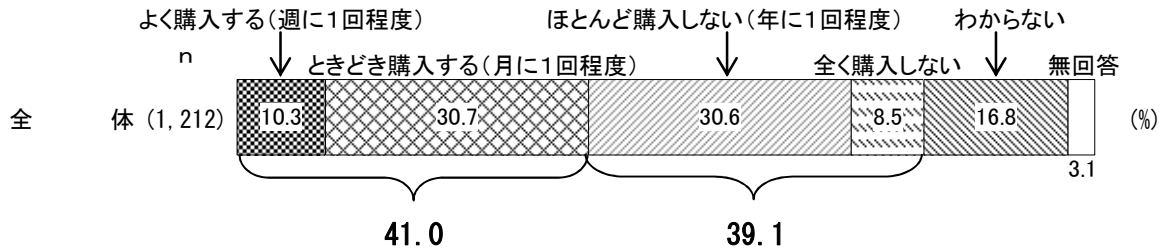
(1) 有機農業の農産物に対するイメージ

問38 あなたは、有機農業により生産される農産物に対して、どのようなイメージを持っていますか。(〇はいくつでも)



(2) 有機農産物購入頻度

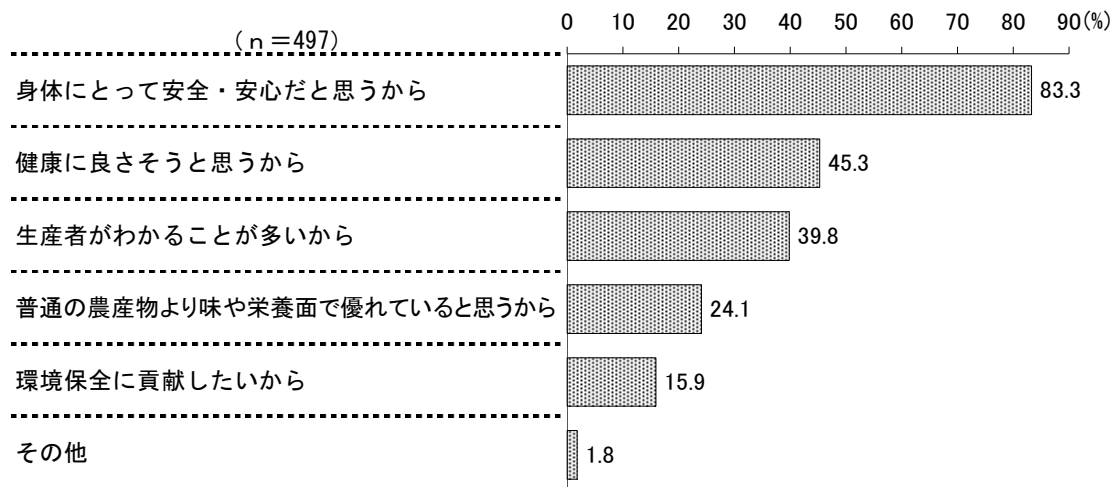
問39 あなたは、どのくらいの頻度で、有機農業により生産される農産物を購入していますか。(〇は1つ)



(2-1) 有機農産物購入理由

(問39で「よく購入する(週に1回程度)」、「ときどき購入する(月に1回程度)」とお答えの方に)

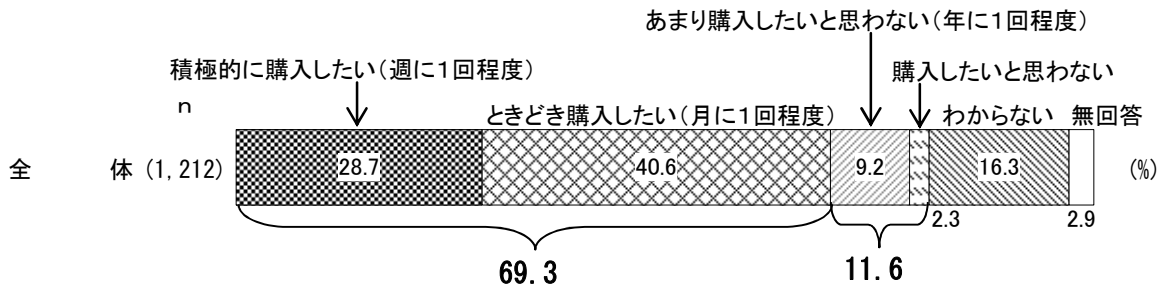
問39-1 あなたが、有機農業により生産される農産物を購入する理由は何ですか。(〇はいくつでも)



### (3) 有機農産物の今後の購入意向

問40 あなたは、今後、有機農業により生産される農産物を購入したいと思いますか。

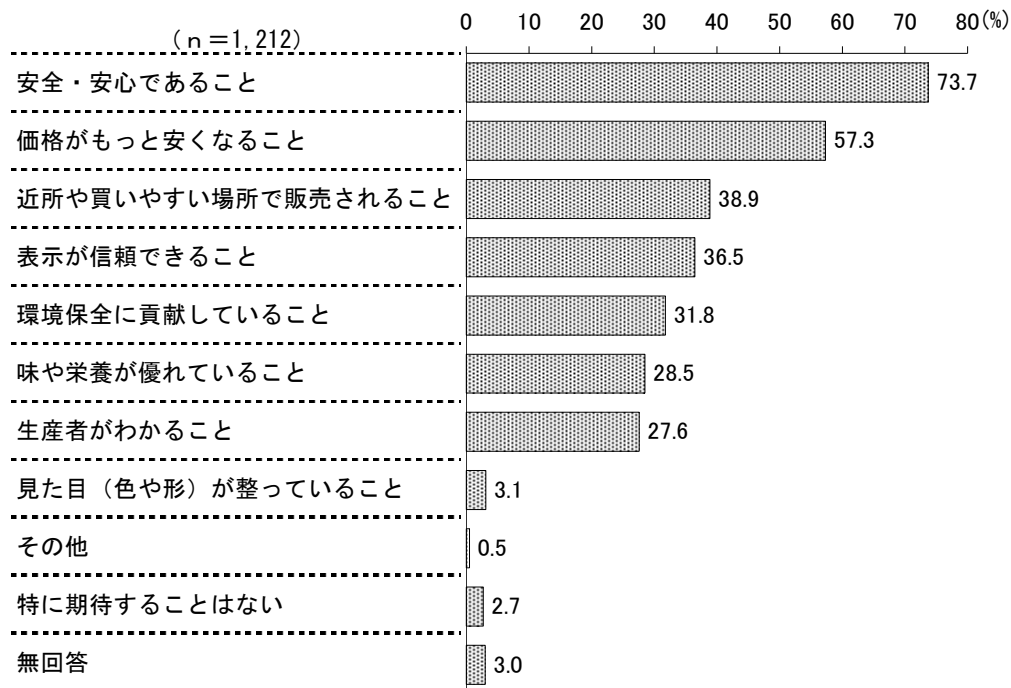
(○は1つ)



### (4) 有機農産物に今後期待すること

問41 あなたは、今後、有機農業により生産される農産物について、何を期待しますか。

(○はいくつでも)



# 資料編

## 参考 資料編

---

### 有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）

#### （目的）

第一条 この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

#### （基本理念）

第三条 有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることにかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 有機農業の推進は、消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 有機農業の推進は、消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要であることにかんがみ、有機農業を行う農業者（以下「有機農業者」という。）その他の関係者と消費者との連携の促進を図りながら行われなければならない。

4 有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ有機農業を推進するものとする。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、有機農業の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本方針)

第六条 農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次の事項を定めるものとする。

- 一 有機農業の推進に関する基本的な事項
- 二 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
- 三 有機農業の推進に関する施策に関する事項
- 四 その他有機農業の推進に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(推進計画)

第七条 都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（次項において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(有機農業者等の支援)

第八条 国及び地方公共団体は、有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため、研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(消費者の理解と関心の増進)

第十条 国及び地方公共団体は、有機農業に関する知識の普及及び啓発のための広報活動その他の消費者の有機農業に対する理解と関心を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(有機農業者と消費者の相互理解の増進)

第十一条 国及び地方公共団体は、有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、有機農業者と消費者との交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。



(調査の実施)

第十二条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関し必要な調査を実施するものとする。

(国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第十四条 国は、地方公共団体が行う有機農業の推進に関する施策に関し、必要な指導、助言その他の援助をすることができる。

(有機農業者等の意見の反映)

第十五条 国及び地方公共団体は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業者その他の関係者及び消費者に対する当該施策について意見を述べる機会の付与その他当該施策にこれらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

2 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」を、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)及び有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十二号)」に改める。

(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部改正)

3 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第九条中第四十条第三項の改正規定を次のように改める。

第四十条第三項中「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)」の下に「、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を加える。

## 有機農業の推進に関する基本的な方針（令和2年4月30日農林水産大臣公表）

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）に基づき策定・公表されてきた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、我が国の農業における有機農業の役割を明確にするとともに、各種の関連施策を総合的かつ計画的に講じていく基（もと）となっている。

この基本方針について、近年の有機農業をめぐる国内外の情勢等を踏まえ、今後とも有機農業を推進する観点から、以下のとおり変更する。

### 第1 有機農業の推進に関する基本的な事項

有機農業推進法において、有機農業は農業の自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであるとされている。近年、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組拡大は農業施策全体及び農村における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献するものである。

また、有機農業により生産される農産物やその加工品（以下「有機食品」という。）の国内市場が拡大するとともに、輸出量も増加しており、こうした国内外の有機食品市場に対し国産による安定供給を推進することは、需要に応じた生産供給や輸出拡大を図る農業施策上において重要である。また、近年多発する災害や新型コロナウイルスなどの感染症のまん延といった不測の事態による経済活動への影響等の懸念に対しても、その状況を的確に把握し、しっかりと対応しなければならない。

今後、このような我が国の農業施策の推進に貢献する有機農業の特徴に鑑み、農業者その他の関係者及び消費者の協力を得つつ、有機農業の生産拡大とともに、有機食品市場に対する国産の供給割合（以下「国産シェア」という。）の拡大が図られるよう、有機農業の推進に関する各種の関連施策を実施するものとする。

#### 1 有機農業の生産拡大に向けた取組の推進

近年、農業に新たに参入する者のうち約2割の者が有機農業に取り組むなど新たに有機農業に取り組もうとする者が相当数存在しているものの、有機農業では多くの場合、病虫害の発生等に加え、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うことから、有機農業の生産拡大に向けては、新たに有機農業に取り組む者を含め、農業者が有機農業に容易に従事することができるよう人材育成に向けた取組を推進することが重要である。

また、有機農業の生産技術の共有化や有機食品市場への出荷の安定化等を円滑に進めるとともに、有機農業を通じた地域振興につなげていくため、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、地方公共団体や農業団体等と連携し、

「有機の里づくり」などの産地づくりを推進することが重要である。

## 2 有機食品の国産シェア拡大に向けた取組の推進

国内外で拡大する有機食品市場に対する国産シェアの拡大を図るためには、消費者が更に容易に国産の有機食品を入手できるよう、有機農業者や農業団体等と、有機食品の流通業者、加工業者、販売業者等実需者などが連携・協力することによって、

- ① 実需者等のニーズに即した広域流通（生産者と消費者・実需者との間に流通業者等の第三者を介在させることによって、主として広域を対象として行われる流通をいう。以下同じ。）
- ② 地産地消（国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）をその生産された地域内において消費すること（消費者に販売すること及び加工することを含む。）をいう。以下同じ。）等の地域内流通（流通業者等の第三者を介在させずに、生産者と消費者・実需者が直接取引することにより行われる地域内での流通をいう。以下同じ。）
- ③ 海外への輸出

等を推進し、販路開拓や流通の合理化等による販売機会の多様化を図ることが重要である。

また、有機農業者その他の関係者と消費者や実需者が連携し、

- ① 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「JAS 法」という。）に基づく有機農産物等の表示への理解の増進や有機農産物等の適正な表示の確保による消費者の有機農産物等に対する信頼の確保
- ② 食育、地産地消、産消提携（農業者と消費者とが農産物の取引に係る事前契約（提携）を行い、その契約に基づき農産物を相対で取引する仕組みをいう。以下同じ。）、農業体験学習又は都市農村交流等の取組を通じた消費者と有機農業者その他の関係者との交流・連携
- ③ 有機農業の特徴についての消費者への訴求

等を通じ、有機農業に対する消費者の理解の増進及び国産品に対する需要の喚起を行うことが重要である。

## 3 農業者その他の関係者の自主性の尊重

有機農業の推進に当たっては、我が国における有機農業が、これまで、有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、これらの者及び今後有機農業を行おうとする者の意見が十分に反映されるよう取組を進めてきたところであり、今後も、地域の実情や農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、これらの者に対し、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に係る各種取組が画一的に推進されることのないよう留意する。

## 第2 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項

### 1 目標の設定の考え方

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、有機農業推進法に定める基本理念及び本基本方針の第1の有機農業の推進に関する基本的な事項に即して、有機農業の生産拡大と国産シェアの拡大を図るよう努めることとする。

このため、有機農業の推進及び普及の目標として、国内外での有機食品の需要見通しを踏まえ、我が国における有機食品の消費及び有機農業の生産に係る目標を次のとおり定める。

この需要見通し及び目標については、生産及び消費の変動の短期的な影響ではなく長期的な動向を評価する必要があることを考慮し、10年後（2030年（令和12年））を目標年として設定する。

### 2 有機食品の需要見通し

国内の有機食品の需要見通しについては、2009年（平成21年、約1,300億円）及び2017年（平成29年、約1,850億円）の国内有機食品市場の推計額を前提に、2030年（令和12年）に3,280億円と設定する。

また、我が国からの有機食品の輸出見通しについては、有機同等性の仕組み等を利用した輸出実績等を前提に、2030年（令和12年）に210億円と設定する。

### 3 有機農業の推進及び普及の目標

#### (1) 有機食品の消費に係る目標

有機食品の需要見通しに対し、国産の農産物等を安定的に供給していく役割を達成するために、有機食品市場に対する国産シェアを拡大する目標を設定する。有機食品の国産シェアは近年上昇しており、2017年（平成29年）では約60%（推計値）となっていることから、この上昇傾向を維持し、2030年（令和12年）には84%にすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて行う、消費者の理解の確保等の有機食品の消費に係る各種施策の取組状況について、有機食品を週1回以上利用する消費者の割合で評価することとし、2017年（平成29年）に17.5%であるこの割合を、2030年（令和12年）には25%に引き上げる取組目標を設定する。

#### (2) 有機農業の生産に係る目標

有機食品の需要見通し及び消費に係る目標を達成するため、この需要に対応して国内における有機農業の取組面積を拡大する目標を設定する。国内における有機農業の取組面積は、2017年（平成29年）には約23.5千haとなっており、需要見通し等を踏まえ、2030年（令和12年）には63千haとすることを施策目標とする。

この施策目標の実現に向けて、有機農業に取り組む個々の農業者の経営規模を

一律に拡大することは容易ではないことを踏まえ、有機農業に取り組む農業者の確保が不可欠であることから、人材育成に関する取組状況について有機農業者数で評価することとし、2009年（平成21年）に11.8千人であった有機農業者数を、2030年（令和12年）には36千人に増やす取組目標を設定する。

### 第3 有機農業の推進に関する施策に関する事項

#### 1 施策の考え方

第2に示した目標達成に向けて各種推進施策を講じていく際には、有機食品を利用する消費者等に分かりやすく、また、農業者にも分かりやすい施策を講じていく必要がある。

コーデックス委員会が国際的に定めるガイドラインに準拠した有機農業が各国で行われており、これらの取組が、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果があるとのエビデンスが近年明らかにされてきているところであり、有機農業を自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献するものとして推進し、その特徴を消費者に訴求していくためには、我が国においても、各国と同水準以上の有機農業を推進することが重要となる。

また、有機農業の取組水準を一定以上として推進することは、産地においては農業者間の栽培技術の共有等を容易にし、円滑な人材育成や産地づくりにつながるものである。

さらに、農業者が有機JAS認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつも、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機JAS認証を容易に取得できる環境をつくることは、販売機会の多様化の面で有益である。

こうしたことから、国は、人材育成、産地づくり、販売機会の多様化、消費者の理解増進に関する施策の推進に当たって、国際的に行われている有機農業と同等性が認められている有機JASに定められた取組水準（以下「国際水準」という。）以上の取組を推進し、その支援に努めるものとする。

他方、有機農業の取組は、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、各種取組が画一的に推進されることのないよう留意することが重要であることから、有機農業に関する調査や技術開発等、民間団体等が有機農業の推進のために行う多様な活動については、国際水準に限らず幅広く施策の対象とし、必要な支援に努めることとする。

#### 2 有機農業の生産拡大に向けた施策について

##### (1) 有機農業者の人材育成に関する施策

有機農業を行おうとする新規就農希望者や慣行農業から有機農業へ転換しようとする者など新たに有機農業を行おうとする者及び有機農業に取り組む生産者に対し、以下のような人材育成の取組を推進し、農業者が容易に有機農業に従事することができるように努める。

### ① 新たに有機農業を行おうとする者に対する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、関係団体や関係者の協力を得て、新たに有機農業を行おうとする者が円滑に有機農業を開始できるよう、有機農業向けの就農相談機会の設定、農業大学校や民間団体、農業者等と連携した研修機会の拡大、新規就農者等のための経営計画の作成や就農しようとする青年の研修及び経営の確立までの各種の支援策を活用した支援に引き続き努める。

また、これらの者が新たに有機農業を開始する際には、販路確保に資する有機 JAS 制度等に関する研修機会を提供すること等により、有機農業に容易に従事できるよう技術的・経営的サポートに努め、有機農業への参入のハードルを下げていくこととする。

### ② 有機農業の取組に対する施策

国は、地方公共団体を通じ、堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等の推進に引き続き努めるとともに、環境保全型農業直接支払制度の活用により、国際水準の有機農業に取り組む者の支援に引き続き努める。

また、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、地域における有機農業に関する技術の実証及び習得、有機の種子又は苗等の確保を図るための採種技術の講習など有機農業の技術的なサポートや、優良な取組の情報発信の取組への支援に引き続き努める。

さらに、国は、有機農業を行う際に必要な農地の地力向上のため、土壌専門家の活用や土壌診断データベースの構築等を推進し、科学的データに基づく土づくりを実施できる環境の整備を図るとともに、都道府県において、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について、農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成や、指導員による現地指導、手引きの作成等生産現場における普及指導體制の整備が進むよう必要な支援に努める。

## (2) 有機農業の産地づくりに関する施策

国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者その他の関係者の協力を得て、農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売又は利用の確保・拡大に積極的に取り組むことができるよう、産地づくりの推進に努める。

特に、有機農業の拡大に当たっては、地域でのまとまった取組が重要であることから、有機農業者のネットワークづくりによる品目や集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、集出荷の合理化、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点の育成・強化や取組事例の情報発信に努めるとともに、人・農地プランの実質化その他の地域の話合いによる有機農業の取組方針の決定、農地中間管理機構（農地バンク）の借受公募における有機農業ニーズの把握、耕作放棄地等をまとめて有機 JAS ほ場に転換する試行的取組等を通じ、有機農業に適した農地の確保、団地化を推進するよう努める。

また、有機の里づくりなどの有機農業を核とした地域農業の振興を全国に展開していくため、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築、自治体と事業者等との連携の促進に努める。

### 3 有機食品の国産シェア拡大に向けた施策について

#### (1) 有機食品の販売機会の多様化に向けた施策について

消費者の需要が高度化し、多様化する中で、国内外で拡大する有機食品市場に対し我が国の有機農業により安定供給を図っていくため、国は、地方公共団体と連携するとともに、農業者や事業者、その他の関係者の協力を得て、以下のような販売機会の多様化の取組を推進し、消費者や実需者が更に容易に国産の有機食品を入手できるような環境づくりに努める。

##### ① 農産物の流通・加工・販売に関する施策

有機農業者や農業団体等に対し、有機農業の取組やその特徴、有機農産物の利用・消費の動向等に関し、消費者や実需者との間で積極的な情報の受発信を行うよう促すとともに、有機食品に対する多様な需要を踏まえ、インターネットの利活用、外食・中食業者、医療・福祉・化粧品業界その他の様々な業界との連携による多様な販路の確保が行われるよう、働き掛けに引き続き努める。

また、流通・加工・販売に関わる事業者や実需者と有機農業者や農業団体等との間の意見交換や商談の場の設定、実需者との円滑な商談の支援や、有機農業で生産される農産物やその加工品の物流の合理化に向けた実証や成果の普及の取組など両者の一層良好な関係構築を通じて、卸売市場、インショップや直売所等の多様な売り場が確保・拡大されるように働き掛けに引き続き努めるとともに、有機加工食品の規格及び取組事例等に関する講習会の開催や6次産業化や地場加工業者等と連携した農商工等連携の取組を通じ、加工需要拡大に努める。

さらに、有機農業者のネットワークづくりによる集出荷ロットの拡大、生産技術の習得、販路開拓等を通じ、安定的でニーズに応じた生産や供給体制を備えた有機ビジネス実践拠点を育成・強化するとともに、集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備などの推進に努める。

加えて、海外での有機食品需要の高まりに対応し、有機食品の輸出に取り組む事業者の有機 JAS 認証取得、輸出向け商談等の推進に努める。

##### ② 有機 JAS 認証を取得しやすい環境づくり

農業者が有機 JAS 認証を取得するかしないかについては、農業者の販売戦略や経営判断によるものであることを前提としつつ、取引先のニーズ等を踏まえ、必要に応じ有機 JAS 認証を容易に取得できる環境づくりとして、農業者、流通・加工・小売事業者など多様な関係者に対し、JAS 法に基づく有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）等の知識の習得及び制度の活用を積極的に働き掛けるとともに、有機加工食品の規格や取組事例に関する講習会の開催等を通じ、国産有機農産物の加工需要の拡大に向けた取組

に努める。

また、新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機 JAS の制度に関する研修機会を提供する等により、新規参入者の技術的・経営的サポートに努めるとともに、都道府県を通じ、国際水準の有機農業の取組や有機 JAS 制度等について農業者に指導及び助言を行える人材の育成や、生産現場における指導体制の整備に努める。

国は、認証の取得に係る手続の簡素化に引き続き努めるとともに、認証取得に関する各種情報提供など、有機認証を取得する際の農業者の負担が軽減されるよう努める。さらに、有機 JAS など関連する制度等について分かりやすく整理・体系化するとともに、消費者がより合理的な選択ができるよう必要な見直しを行う。

## (2) 消費者の理解確保に向けた施策

国は、地方公共団体と連携し、また農業者や実需者その他の関係者等の協力を得て、我が国の有機農業や表示制度に対する消費者の理解と関心、信頼の確保を図るため、有機農業者と消費者との連携を基本としつつ、以下のような有機農業に対する消費者の理解の増進等の取組を推進し、国産有機食品に対する需要が喚起されるよう努める。

### ① 消費者の理解と関心の増進に関する施策

インターネットの活用やシンポジウムの開催による有機農業に関する情報の受発信、資料の提供、優良な取組を行った有機農業者の顕彰等を通じ、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全等の有機農業の有する様々な特徴についての知識の普及啓発を行うとともに、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報の提供に引き続き努める。その際、民間団体等による消費者の理解と関心を増進するための自主的な活動を促進するため、優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き取り組む。また、JAS 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、GAP や特別栽培農産物の表示ガイドライン等との相違等について、消費者や関係者への普及啓発に引き続き努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修や、生物多様性保全等 SDGs 達成への貢献に係る社会的・経済的効果の情報提供を行うこと等により、有機農業が、地域活性化や雇用なども含む、環境に配慮した消費行動（エシカル消費）につながる取組であることを消費者に分かりやすく伝える者を増やし、消費者の理解や関心を増進する機会を増やすよう努める。

### ② 有機農業者と消費者の相互理解の増進に関する施策

食育、地産地消、産消提携、農業体験学習又は都市農村交流等の活動との連携、児童・生徒や都市住民等と有機農業者とが互いに理解を深める取組の推進に引き続き努める。その際、民間団体等による有機農業者と消費者の相互理解を



増進するための自主的な活動の促進、これらの者による優良な取組についての顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、学校給食での有機食品の利用など有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、必要な支援に努める。

さらに、国産の有機食品を取り扱う小売事業者や飲食関連事業者と連携し、国内の有機農業の取組や国産の有機農産物に対する消費者の理解が得られるよう、国産の有機食品需要を喚起する取組の推進に努める。

また、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業の取組等の研修や情報提供を行うこと等により、幅広い関係者が連携して有機農業の価値を消費者に分かりやすく伝える取組を展開できる環境づくりに努める。

#### 4 技術の開発と普及の促進

国は、国立研究開発法人、都道府県、大学、有機農業者、民間団体等で、開発、実践されている様々な技術を探索するとともに、これらの者や団体等に対し、雑草対策等の有機農業の栽培技術や有機農業向けの育種など有機農業に関する技術開発、実践されている様々な技術の科学的な解明に取り組むよう引き続き働きかける。

また、都道府県等に対し、これらの技術を有機農業の実態を踏まえ適切に組み合わせること等により、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立することや、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組むよう引き続き働きかける。

また、国及び地方公共団体は、有機農業の経営の安定に資するよう、例えば、土づくりや有機農業者が使いやすい栽培管理及び機械化技術等を組み合わせた技術体系の開発等、有機農業の推進に関する研究課題や、有機農業者等の技術ニーズを的確に把握し、それを国立研究開発法人、地域の試験研究機関、大学、有機農業者、民間団体等における取組に反映させるよう働きかける。

国及び地方公共団体は、全国各地の有機農業の取組実態や農業者の意向を踏まえ、地域条件への適合化技術、省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供に努めるとともに、地域の実情に応じ、試験研究機関、関係機関、有機農業者及び民間団体等と連携・協力した技術実証や地域での研修、情報提供等を通じ、研究開発の成果の普及に引き続き努める。その際、農業者に指導及び助言を行うことができる人材の育成や生産現場における指導体制の整備の取組との連携が図れるよう情報共有に努める。

#### 5 調査の実施

国は、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の動向等の基礎的な情報、有機農業に関する技術の開発・普及の動向、生物多様性保全等 SDGs

達成への貢献に係る社会的・経済的効果、地域の農業との連携を含む有機農業に関する取組事例、諸外国における動向その他の有機農業の推進のために必要な情報を把握するため、必要な調査を実施し、その成果を施策の検討に活用するとともに、幅広く分かりやすい情報の発信に努める。

#### 6 国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援

国は、地方公共団体と連携し、有機農業の推進に取り組む民間団体等に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うとともに、これらの者と連携・協力して有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるような所要の体制の整備に引き続き努める。

また、これらの民間団体等による自主的な活動を促進するため、優良な取組の顕彰及び情報の発信に引き続き努める。

#### 7 国の地方公共団体に対する援助

国は、都道府県に対し、有機農業推進法第7条第1項に基づき都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画（以下「推進計画」という。）の改正及び推進計画のより効果的な実施を働き掛けるとともに、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

また、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すためのネットワーク構築を推進し、地方公共団体による有機農業の推進に関する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供、指導及び助言に努める。

国は、有機農業に関する全国の動向、有機農業の意義や実態、有機農業の推進に関する施策の体系、有機農業が地域に果たす役割を理解するための先進的な取組事例等、有機農業に関する各種情報の収集、提供に努める。

### 第4 その他有機農業の推進に関し必要な事項

#### 1 関係機関・団体との連携・協力体制の整備

国は、有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、有機農業・有機食品の生産、流通、加工、販売、消費の各段階の施策を担当する者の資質の維持・向上や有機農業に関する各種知見の習得に向け、有機農業の意義や実態、有機農業への各種支援施策に関する知識及び有機農業に関する技術等を習得させるための情報の収集・提供等を含め、関係機関の連携の確保に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

また、国は、有機農業の推進に関する取組について、農業者その他の関係者及び消費者の理解と協力を得るとともに、有機農業者や民間団体等が自主的に有機農業の推進のための活動を展開している中で、これらの者と積極的に連携するため、全国的に、また、各地域において、有機農業者や民間団体、流通業者、販売業者、実需者、消費者、行政機関及び農業団体等と連携・協力して、有機農業の推進に取り組むよう努め、地方公共団体にも同様の取組を働きかける。

さらに、国は、有機農業に関する技術の研究開発についても、全国の研究機関等に加え、有機農業者を始めとする民間団体等においても自主的な活動が展開されており、これらの民間団体等と積極的に連携・協力することにより効果的に技術開発を行うことが期待できることを踏まえ、全国、各地域において、国立研究開発法人を始め、地方公共団体、大学、民間の試験研究機関、有機農業者等と連携・協力し、研究開発に関する意見交換、共同研究等の場の設定、研究状況の把握、関係者間の情報共有など、研究開発の計画的かつ効率的な推進に引き続き努め、地方公共団体にも同様の取組を働き掛ける。

## 2 有機農業者等の意見の反映

国は、有機農業の推進に関する施策の策定に当たっては、有機農業により生産される農産物の生産、流通、販売及び消費の状況を踏まえて施策等の検討を行うとともに、意見公募手続の実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により、有機農業者その他の関係者及び消費者の当該施策についての意見や考え方を積極的に把握し、これらを当該施策に反映させるよう努め、地方公共団体においても同様の取組が行われるよう働き掛ける。

## 3 基本方針の見直し

この基本方針は、有機農業推進法で示された基本理念及び有機農業の推進に関する施策の基本となる事項に従い、基本方針の策定時点での諸情勢に対応して策定したものである。

しかしながら、今後、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢や有機食品を取り巻く情勢も大きく変わることが十分考えられる。また、目標の達成状況や施策の推進状況等によっても、基本方針の見直しが必要となる場合が考えられる。

この基本方針では、作況や経済情勢の短期間の傾向だけでなく、長期的な生産・消費の動向を評価する必要があることから、10年後（2030年（令和12年））を目標年度として目標を設定しているところであるが、この達成状況について随時確認するとともに、農業全体の様々な計画の見直しの状況を踏まえ、5年後を目途に中間評価を行い、見直しを検討する。

## 第3次千葉県有機農業推進計画策定に係る意見交換会設置要領

### (目的)

第1条 「第3次千葉県有機農業推進計画」の策定にあたり、有識者、関係団体等から広く意見を聴取するため、「第3次千葉県有機農業推進計画策定に係る意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を設置する。

### (運営)

第2条 意見交換会は、千葉県農林水産部長（以下「部長」という。）が依頼する、別表に掲げる9名をもって構成する。

- 2 意見交換会に座長を置き、座長は、学識経験者の（独）農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター三浦重典上席研究員とし、意見交換会の議事を進行する。
- 3 意見交換会の議事概要は公開とする。但し、意見交換会の運営に著しい支障があると認められる場合には、座長は意見交換会に諮って、非公開とすることができる。
- 4 意見交換会は、必要に応じ、関係者から意見を聴取することができる。

### (会議)

第3条 意見交換会は、必要に応じて部長が招集する。

- 2 意見交換会に欠席する構成員は、当該意見交換会に提示される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### (庶務)

第4条 意見交換会の庶務は、千葉県農林水産部安全農業推進課が行う。

### (その他)

第5条 この要領に定めるものの他、意見交換会に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (施行附則)

- 1 この要領は、令和2年6月3日から施行する。

別表 第3次千葉県有機農業推進計画策定に係る意見交換会 構成員

分野	氏名	所属・職名
学識経験者	みうら しげのり 三浦 重典	(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業総合研究センター生産体系研究領域 作物栽培グループ長
消費者	はやし さちこ 林 幸子	生活協同組合コープみらい 組合員理事
流通販売 関係者	ふくなが やすあき 福永 庸明	イオンアグリ創造株式会社 代表取締役社長
農業者	こうご ただし 向後 正	ちばみどり農業協同組合 常務理事
	おおの ひさお 大野 久男	(有) ちば緑耕舎 取締役
	はやし しげのり 林 重孝	林農園 NPO法人日本有機農業研究会副理事長
	しもやま ひさのぶ 下山 久信	(農) さんぶ野菜ネットワーク 事務局長
市町村	さめだ しん 鮫田 晋	いすみ市農林課 主査
	おかつ ひさかず 尾勝 久一	山武市農林水産課 主査
	のむら ひろたか 野村 洋貴	木更津市農林水産課 副主幹

\*所属・職名は、検討会開催当時のものを記載

(開催期日)

第1回意見交換会 令和2年8月6日(木) ホテルプラザ菜の花

第2回意見交換会 令和2年9月7日(月) ホテルプラザ菜の花

発行 令和3年（2021年）1月

発行者：千葉県（農林水産部安全農業推進課）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-2773

ホームページ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/organic/index.html>